

# 特定非営利活動法人国際寺子屋定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人国際寺子屋という。また、英文名をInternational Terakoyaとする。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都小金井市貫井北町四丁目1番1号 東京学芸大学に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、日本国外で暮らしている、または暮らした経験を有する、日本と関わりのある子どもやその家族を対象として、オンラインを中心とする学習支援及び教育伴走に関する事業を行う。これにより子どもが居心地良く国外や日本で生活できるよう支援するとともに、国際的視座を持つ教員の養成を通じて、教育分野から国内外の調和がとれた包摂的な国際社会づくりに貢献することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)子どもの健全育成を図る活動
- (3)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4)国際協力の活動
- (5)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)海外在住・帰国子女等への学習支援・教育伴走事業
- (2)学生講師等を対象とした国際教育・多文化理解に関する研修事業
- (3)海外子女・帰国子女・留学生家庭その他国際交流・多文化共生に関心を有する者を対象とした交流・相談・イベント事業
- (4)教育機関・企業・自治体等との連携による国際教育推進事業（オンライン教育・教育データ・学習支援技術等の標準化、調査研究及び開発支援を含む。）
- (5)その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、前項の事業を円滑に実施するため、次の方法により運営経費を補うことができる。

(1) 利用者からの任意の寄附金（教育支援寄附）

(2) 教材・通信その他実費に係る実費負担金

3 前項に掲げる金銭は、いずれもこの法人の公共目的事業に充てるものとし、いかなる場合も構成員に分配してはならない。

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会が案を議決し、総会の承認を経て決定された入会金及び会費を納入しなければならない。

2 ただし、教育学部等に在籍する学部生その他理事会が特に認めた者については、入会金及び会費の全部または一部を免除することができる。

3 入会金及び会費の納入期限は、各事業年度の開始日の翌月末とし、理事長は必要に応じて1か月以内の猶予期間を設けることができる。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を6か月以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるなければならない。

## 第3章 役員

#### (種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

#### (選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の总数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後初めの総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

3 総会は、オンライン会議システムその他の電磁的方法により開催することができる。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がいる場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- 2 理事会は、オンライン会議システムその他の電磁的方法により開催することができる。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びあらかじめ理事会で選任された議事録署名人1人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

#### (解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示上に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の広告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、法人の事務及び事業運営を統括するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事長の指揮監督のもと、日常の事務及び事業運営を統括する。
- 4 事務局は、教育活動、広報、会計、国際連携その他法人の円滑な運営に資するため、理事会の承認を得て、分掌又は外部協働スタッフを置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関する基本方針は総会の決議によるものとし、その具体的な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雜 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 西 口 周 作

副理事長 高 橋 奈 々

理 事 佐 藤 元 紀

監 事 金 子 嘉 宏

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金 正会員（個人・団体） 5,000円 賛助会員（個人・団体） 10,000円

(2)年会費 正会員（個人・団体） 12,000円 賛助会員（個人・団体） 1口24,000円

（1口以上）

## 役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 国際寺子屋

### 1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

### 2 役員一覧

	役名	(フリガナ) 氏名	報酬の有無	役職名等
1	理事	ニシグチシュウサク 西口周作	無	理事長
2	理事	タカハシナナ 高橋奈々	無	副理事長
3	理事	サトウハルキ 佐藤元紀	無	
4	監事	カネコヨシヒロ 金子嘉宏	無	
5				
6				
7				
8				
9				
10				

## 令和8年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人国際寺子屋

## 1 事業実施の方針

国際寺子屋は、日本国外で生活する、または海外生活経験をもつ子ども及びその家族を対象として、オンラインを中心とした「伴走型学習支援」を提供し、子どもが国内外で居心地よく安心して学べる環境を整備することを目的とする。令和8年度は、設立初年度として、以下の四つの柱で事業を推進する。

## ①海外子女・帰国子女・海外ルーツ子女への伴走型支援の枠組み整備と初期顧客の獲得

- ・欧州・アジア時間帯に対応したオンライン学習支援の提供
- ・小学生から高校生の学習・生活伴走
- ・保護者向けオンライン相談会

## ②大学生・若手教員の「国際教育」研修の実施

- ・東京学芸大学との連携による国際教育研修
- ・学生講師向け研修（教授法・ICT活用・多文化理解）
- ・教員志望学生の実習・ボランティア機会の提供

## ③国際交流・多文化共生に関心を有する者を対象とした交流事業の実施

- ・国際寺子屋による支援先の家庭の児童生徒・保護者と東京学芸大学の教育学部生等との交流の推進
- ・国際バックグラウンドのある子どもに国際教育を学ぶ学生、交換留学経験者等のロールモデルを提供
- ・教育学部生等に日本人学校教員、企業駐在員等のロールモデルを提供

## ④教育分野の国際標準化・研究事業の予備調査の実施

- ・オンライン教育の品質基準に関する研究・国際標準化活動
- ・大学や在学教育施設（日本人学校・現地校）等との連携調査

これらにより、海外で育つ子どもの教育支援と、国際的に活躍する人材の育成の両立を図る。

## 2 事業の実施に関する事項

## 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【900】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
海外在住・帰国子女等への学習支援・教育伴走事業	海外子女等への伴走支援事業 ・海外在住・帰国子女等に対し、学生講師による1対1指導を中心とする週次オンライン学習支援を提供 ・宿題支援、日本語支援、生活相談、保護者相談	週次	オンライン	10人	在外日本人家庭、帰国子女家庭	15人	605（講師謝金・通信費の全額、印刷製本費の半額）
	海外ルーツ子女等への伴走支援事業 ・台東区等で学ぶ外国にルーツのある子どもへの日本語・学習支援を大学生ボランティアにより対	月次	台東区	5人	海外ルーツ児童生徒	30人	50（旅費・交通費・印刷製本費の半額）

	面提供 ※翌年度の部分的な有償化も展望しつつ無償提供						
学生講師等を対象とした国際教育・多文化理解に関する研修事業	•教育学部生・若手教員等を対象に国際教育、ICT教育、伴走支援（教授法・教材研究・多文化理解）の研修を実施 ※講師謝金の4分の1相当を研修費として充当	月次	小金井市（東京学芸大学）、オンライン	3人	教育学部生、大学院生、若手教員	10人	120（研修費の全額）
海外子女・帰国子女・留学生家庭その他国際交流・多文化共生に関心を有する者を対象とした交流・相談・イベント事業	•海外在住経験等を有する児童生徒・保護者と、教員養成課程に在籍する学生等が双方向に交流し相互理解を深めるための交流会・相談会・情報交換会を実施 •学生による体験共有、ロールモデル提供、保護者向けの教育情報交換、国際理解教育に関する意見交換等を行う •対面（東京学芸大学構内等）・オンライン・ハイブリッドのいずれかで月次開催。必要に応じ、軽飲食費、交通費を適正範囲で支出	月次	小金井市（東京学芸大学）、オンライン	15人	在外日本人家庭、帰国子女家庭、教育学部生、大学院生、若手教員	50人	125（飲食費の全額、旅費交通費の半額）
教育機関・企業・自治体等との連携による国際教育推進事業（オンライン教育・教育データ・学習支援技術等の標準化、調査研究及び開発支援を含む。）	教育関連技術の国際標準化事業 •オンライン教育の品質基準（国際標準化）に関する調査研究  大学・在外教育施設等との研究連携事業 •教育データの利活用に関する調査研究	随時	オンライン	1人	オンライン指導実施者、受講者	25人	0

## 令和9年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人国際寺子屋

## 1 事業実施の方針

国際寺子屋は、日本国外で生活する、または海外生活経験をもつ子ども及びその家族を対象として、オンラインを中心とした「伴走型学習支援」を提供し、子どもが国内外で居心地よく安心して学べる環境を整備することを目的とする。令和9年度は、本法人の第二事業年度として、以下の四つの柱で事業を推進する。

## ①海外子女・帰国子女・海外ルーツ子女への伴走型支援の強化と顧客の拡充

- 欧州・アジア時間帯に加え、米州も含む世界中の時間帯に対応したオンライン学習支援の提供
- 小学生から高校生の学習・生活伴走
- 保護者向けオンライン相談会

## ②大学生・若手教員の「国際教育」研修の実施

- 東京学芸大学との連携による国際教育研修
- 学生講師向け研修（教授法・ICT活用・多文化理解）
- 教員志望学生の実習・ボランティア機会の提供

## ③国際交流・多文化共生に関心を有する者を対象とした交流事業の実施

- 国際寺子屋による支援先の家庭の児童生徒・保護者と東京学芸大学の教育学部生等との交流の推進
- 国際バックグラウンドのある子どもに国際教育を学ぶ学生、交換留学経験者等のロールモデルを提供
- 教育学部生等に日本人学校教員、企業駐在員等のロールモデルを提供

## ④教育分野の国際標準化・研究事業の本格化

- オンライン教育の品質基準に関する研究・国際標準化活動
- 大学や在学教育施設（日本人学校・現地校）等との連携調査

これらにより、海外で育つ子どもの教育支援と、国際的に活躍する人材の育成の両立を図る。

## 2 事業の実施に関する事項

## 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【2,000】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
海外在住・帰国子女等への学習支援・教育伴走事業	海外子女等への伴走支援事業 •海外在住・帰国子女等に対し、学生講師による1対1指導を中心とする週次オンライン学習支援を提供 •宿題支援、日本語支援、生活相談、保護者相談	週次	オンライン	20人	在外日本人家庭、帰国子女家庭	30人	1,210 (講師謝金・通信費の全額、印刷製本費の半額)
	海外ルーツ子女等への伴走支援事業 •台東区等で学ぶ外国にルーツのある子どもへの日本語・学習支援を大学生ボランティアにより対	月次	台東区	10人	海外ルーツ児童生徒	60人	100 (旅費交通費・印刷製本費の半額)

	面提供 ※無償提供を想定して計上。部分有償化が実現されていれば謝金を支払い						
学生講師等を対象とした国際教育・多文化理解に関する研修事業	•教育学部生・若手教員等を対象に国際教育、ICT教育、伴走支援（教授法・教材研究・多文化理解）の研修を実施 ※講師謝金の4分の1相当を研修費として充当	月次	小金井市（東京学芸大学）、オンライン	5人	教育学部生、大学院生、若手教員	20人	240（研修費の全額）
海外子女・帰国子女・留学生家庭その他国際交流・多文化共生に関する者を対象とした交流・相談・イベント事業	•海外在住経験等を有する児童生徒・保護者と、教員養成課程に在籍する学生等が双方向に交流し相互理解を深めるための交流会・相談会・情報交換会を実施 •学生による体験共有、ロールモデル提供、保護者向けの教育情報交換、国際理解教育に関する意見交換等を行う •対面（東京学芸大学構内等）・オンライン・ハイブリッドのいずれかで月次開催。必要に応じ、軽飲食費、交通費を適正範囲で支出	月次	小金井市（東京学芸大学）、オンライン	25人	在外日本人家庭、帰国子女家庭、教育学部生、大学院生、若手教員	100人	250（飲食費の全額、旅費交通費の半額）
教育機関・企業・自治体等との連携による国際教育推進事業（オンライン教育・教育データ・学習支援技術等の標準化、調査研究及び開発支援を含む。）	教育関連技術の国際標準化事業 •オンライン教育の品質基準（国際標準化）に関する調査研究	随時	オンライン	3人	オンライン指導実施者、受講者	50人	100（調査研究費の半額）
	大学・在外教育施設等との研究連携事業 •教育データの利活用に関する調査研究	随時	オンライン	4人	オンライン指導実施者、受講者	50人	100（調査研究費の半額）

## 令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人国際母子屋

(単位：円)

科目	金額	小計・合計
<b>【A】 経常収益</b>		
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	51,000 34,000	85,000
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	300,000 0	300,000
3 受取助成金等 受取補助金	450,000	450,000
4 事業収益 海外在住・帰国子女等への学習支援・教育伴走事業 学生講師等を対象とした国際教育・多文化理解に関する研修事業 海外子女・帰国子女・留学生家庭その他 国際交流・多文化共生に関心を有する者 を対象とした交流・相談・イベント事業 教育機関・企業・自治体等との連携による 国際教育推進事業（オンライン教育・ 教育データ・学習支援技術等の標準化、 調査研究及び開発支援を含む。）	600,000 0 0 0 0	600,000
5 その他の収益 受取利息	0	0
<b>経常収益計</b>		1,435,000
<b>【B】 経常費用</b>		
1 事業費		
(1) 人件費 講師謝金 給与手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費	480,000 0 0 0 0	480,000
(2) その他経費 研修費 通信費 旅費交通費 印刷製本費 飲食費 施設等評価費用	120,000 100,000 50,000 50,000 100,000 0	420,000
<b>事業費計</b>		900,000
2 管理費		
(1) 人件費 役員報酬 事務局人件費 退職給付費用 福利厚生費	0 50,000 0 0	50,000
(2) その他経費 事務処理費用・会議費（総会・理事会） 人材確保費 会員獲得推進費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費	35,000 100,000 50,000 0 0 0 0	185,000
<b>管理費計</b>		235,000
<b>経常費用計</b>		1,135,000
<b>当期経常増減額【A】 - 【B】 ...①</b>		300,000
<b>【C】 経常外収益</b>		
固定資産売却益 過年度損益修正益		0 0
<b>経常外収益計</b>		0
<b>【D】 経常外費用</b>		
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損		0 0 0
<b>経常外費用計</b>		0
<b>当期経常外増減額【C】 - 【D】 ...②</b>		0
<b>税引前当期正味財産増減額①+②...③</b>		300,000
法人税、住民税及び事業税 ...④		70,000
設立時正味財産額 ...⑤		0
<b>次期繰越正味財産額③-④+⑤</b>		230,000

## 令和9年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人国際寺子屋

(単位：円)

科目	金額	小計・合計
<b>【A】経常収益</b>		
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	70,000 92,000	162,000
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	600,000 0	600,000
3 受取助成金等 受取補助金	1,000,000	1,000,000
4 事業収益 海外在住・帰国子女等への学習支援・教育伴走事業 学生講師等を対象とした国際教育・多文化理解に関する研修事業 海外子女・帰国子女・留学生家庭その他国際交流・多文化共生に関心を有する者を対象とした交流・相談・イベント事業 教育機関・企業・自治体等との連携による国際教育推進事業（オンライン教育・教育データ・学習支援技術等の標準化、調査研究及び開発支援を含む。）	1,200,000 0 0 0 0	1,200,000
5 その他の収益 受取利息	0	0
<b>経常収益計</b>		<b>2,962,000</b>
<b>【B】経常費用</b>		
1 事業費		
(1) 人件費 講師報酬 給与手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費	960,000 0 0 0 0	960,000
(2) その他経費 研修費 通信費 旅費交通費 印刷製本費 飲食費 調査研究費 施設等評価費用	240,000 200,000 100,000 100,000 200,000 200,000 0	1,040,000
<b>事業費計</b>		<b>2,000,000</b>
2 管理費		
(1) 人件費 役員報酬 事務局人件費 退職給付費用 福利厚生費	0 100,000 0 0	100,000
(2) その他経費 事務処理費用・会議費（総会・理事会） 人材確保費 会員獲得推進費 通信運送費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費	62,000 200,000 100,000 0 0 0 0	362,000
<b>管理費計</b>		<b>462,000</b>
<b>経常費用計</b>		<b>2,462,000</b>
当期経常増減額【A】-【B】...①		500,000
<b>【C】経常外収益</b>		
固定資産売却益 過年度損益修正益		0 0
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>
<b>【D】経常外費用</b>		
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損		0 0 0
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>
当期経常外増減額【C】-【D】...②		0
税引前当期正味財産増減額①+②-③		500,000
法人税・住民税及び事業税...④		70,000
前期繰越正味財産額...⑤		230,000
次期繰越正味財産額③-④+⑤		660,000

# 特定非営利活動法人国際寺子屋 設立趣旨書

## 1. 社会的背景と課題認識

近年、日本国外で生活する日本人の子どもも、ならびに日本にルーツをもつ子どもが国内外で増加している。これらの子どもたちは、現地校、日本人学校、補習校、家庭といった複数の教育環境を行き来する中で、日本語能力の維持、教科学習の連続性、文化的孤立感、帰国後の学校適応や進路形成など、複合的かつ長期的な課題に直面している。

日本国内においても、外国にルーツをもつ児童生徒の在籍数は年々増加しており、通常の学級内における存在感も高まっている。日本語指導や学習支援、保護者対応等を含む教育課題の大きさについては、国や地方自治体においても広く認識されており、制度面での整備や指針の提示が進められてきた。一方で、これらの対応は、依然として教員個人の力量や献身に依存する側面が大きく、学級経営、授業準備、校務分掌等に加えて個別対応を担うことは、教員の業務負担を著しく増大させている。教員の働き方改革が求められる今日において、学校現場のみで対応し続けることには明確なリソース上の限界があり、学校外における学習支援や相談支援を、地域活動を含む民間主体の取組によって補完する必要性は極めて高い。

また、日本国外で生活する日本人の子どもも、いわゆる海外子女に関する教育についても、近年、国による制度的な見直しや法令改正を通じたテコ入れが行われている。しかしながら、国内における教員の多忙化や人材確保の困難さを背景として、派遣教員を大幅に増員することには現実的な制約がある。その結果、海外子女が直面する学習・日本語・心理・進路に関する課題のすべてを、公的セクターのみで十分に担うことは難しい状況にある。

このように、国内の外国ルーツ児童生徒支援および海外子女教育のいずれの分野においても、国や自治体による制度整備が進む一方で、現場における人的・時間的リソースには限界が存在している。これらの課題に対応するためには、学校や行政を代替するのではなく、相互に補完し合う形で、民間主体が柔軟かつ継続的に関与する支援の仕組みを構築することが不可欠である。

## 2. 国際寺子屋が目指す支援の在り方と事業の特色

特定非営利活動法人国際寺子屋（以下「本法人」という。）は、こうした課題に対応するため、日本国外で生活する、または海外生活経験をもつ子どもも、ならびに日本国内に暮らす外国にルーツをもつ子どもとその家族を対象として、オンラインを中心とする学習支援および教育伴走事業を行うことを目的として設立するものである。

本法人の事業の中核は、学習支援、日本語支援、生活・心理的相談、帰国や進路を見据えた情報提供を、子ども一人ひとりの状況に応じて統合的に提供する「伴走型支援」である。短期的な成果のみを求めるのではなく、時差や家庭環境の違いを前提とした柔軟な支援設計を行い、子どもが安心して学び続けられる関係性の構築を重視する点に特色がある。

本法人が支援対象とする、国外に暮らす日本人の子どもおよび日本に暮らす外国ルーツの子どもは、居住地域や制度、文化的背景が多様であり、国内外に散在している一方で、継続的な教育支援を必要とする点に共通性を有している。しかしながら、こうした支援ニーズは地理的にも分散しており、人的・財政的リソースに制約のある単独の団体や個人によって十分に対応することは困難である。

このため本法人は、定款第5条第4号に掲げる「教育機関・企業・自治体等との連携による国際教

育推進事業」を、伴走型支援を支える重要な柱の一つとして位置付けている。具体的には、学習支援や相談支援の手法について一定の標準化を図るとともに、ICTを積極的に活用することにより、地理的制約を超えた支援提供と業務効率の向上を実現する構想を有している。さらに、大学、在外教育施設、自治体、民間団体等と連携し、それぞれが有する専門性やネットワークを活かすることで、単独では到達が困難な対象にも支援を行き渡らせるレバレッジ効果を生み出し、長期的かつ安定的に教育伴走支援を提供する体制の構築を目指すものである。

### 3. 設立に至る基盤と組織化の必要性

本法人の設立構想は、東京学芸大学をはじめとする教育学部における国際教育・多文化共生教育・日本語教育分野の学修および研究、ならびに海外日本人学校や国内外の教育現場における実践を通じて形成されてきたものである。構成員には、国内外の大学に所属する大学生、大学院生、現職教員、海外日本人学校関係者等が含まれており、それぞれが有する国際教育分野の学術的知見や実践経験を持ち寄ることで、本法人の事業は成り立っている。

これらの活動は、特定の個人による任意活動の範囲では、知見の集積、対外的な信頼性の確保、事業の継続性および透明性の担保が困難である。国内外に散在する教育実践や研究成果を適切に取り込み、社会に還元していくためには、組織としての意思決定構造と責任体制を備えた非営利法人としての枠組みが不可欠である。

本法人は、定款において、教育・学習支援に関心と意欲を有する者を正会員として位置付け、構成員が主体的かつプロアクティブに法人運営に関与する仕組みを定めている。これにより、理念と実践を共有する人材が集い、学び合いながら支援を創り出す組織としての発展を図るものである。

### 4. 人材育成と社会的意義

本法人の事業は、子どもおよび家庭への直接的な教育伴走支援に加え、将来の国際教育を担う人材の育成という社会的意義を有している。その源流には、2022年より活動を継続している東京学芸大学公認「留学・国際交流サークル」の存在がある。

当該サークルには、約100名規模の学生が所属し、そのうち約30名が交換留学経験者である。所属学生の中には、将来的に海外日本人学校への新卒就職を志す者や、外国ルーツ児童生徒教育、国際理解教育に関心を有する者も多く、国際教育分野への高い意欲が見られる。

東京学芸大学をはじめとする教育学部においては、長期休暇中の海外訪問プログラムや、週末を活用した遠隔地での教育ボランティアなど、国際教育の実践機会が積極的に提供されており、これらは教員養成大学として重要な教育的取組である。一方で、教員免許状の取得を目指す学生は、日常的に専門科目、教科教育、教育実習等、幅広い学修に取り組んでおり、時間的制約の中で学業と活動を両立させる必要がある。そのため、国際教育に関心を有していても、長期休暇中の海外渡航や特定の日時・場所に限定された活動への参加が難しい学生も少なくない。

本法人は、こうした大学における既存の取組を土台としつつ、オンラインを中心とした教育伴走支援の場を提供することにより、学生が日常生活の中で継続的に国際教育の実践に関われる機会を拡充することを構想している。これにより、大学の教育的取組を補完・拡張し、学生が理論と実践を往還しながら学ぶ環境を整備する。

これらの取組を通じて、本法人は、子どもへの伴走支援を通して国際的視座と実践的力量を備えた教育者を育成し、将来、学校教育や国際教育の現場で活躍する人材の層を厚くすることに貢献するものである。

### 5. 結語

以上のとおり、本法人が取り組む海外子女および外国ルーツ児童生徒への伴走型教育支援は、個人や一時的な団体では実現が困難な、学術的知見と現場実践とを結び付けた継続的事業である。国内外の教員や大学生等が構成員となり、組織として知を集め循環させながら社会に還元して

いくためには、特定非営利活動法人としての組織化が不可欠である。

本法人は、教育を通じて子ども一人ひとりが安心して学び、将来に希望を持てる社会の実現に寄与するとともに、国際教育分野における新たな公共モデルを構築することを目指すものである。以上の趣旨により、ここに特定非営利活動法人国際寺子屋の設立認証を申請する。

令和7年 11月 24日

設立代表者

氏名 西口周作